

令和 6 年 1 2 月 議 会

議 案 説 明 資 料

ページ

○予算議案

- 1 令和 6 年 1 2 月 補正予算案 経済観光文化局集計表 1
- 2 議案第 185 号
令和 6 年度福岡市一般会計補正予算案（第 4 号） 3
- 3 議案第 194 号
令和 6 年度福岡市モーターボート競走事業会計補正予算案（第 1 号） . . . 1 1

○条例議案

- 4 議案第 197 号
福岡市民会館条例を廃止する条例案について 1 3
- 5 議案第 198 号
福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例案について 1 4

○一般議案

- 6 議案第 243 号
マリンメッセ福岡 A 館高圧受変電設備更新工事請負契約の締結につい
て 2 2

経 済 観 光 文 化 局

1 令和6年12月 補正予算案 経済観光文化局集計表

(1)一般会計補正予算案(第4号)

(単位:千円)

補正前の額 (A)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
176,873,081	194,863,466	976,078	2,389,000	173,508,003	17,990,385

(単位:千円)

補正額 (B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
948	47,079	—	—	948	46,131

(単位:千円)

補正後 (C) : (A)+(B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
176,874,029	194,910,545	976,078	2,389,000	173,508,951	18,036,516

2 議案第185号 令和6年度 福岡市一般会計補正

(歳 入)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
	(25) 諸収入		千円	千円	千円
4 5 5	2. 保険料収入	1. 保険料収入	32,612	948	33,560
その他の科目 (本補正外)			176,840,469	—	176,840,469
歳入 合計			176,873,081	948	176,874,029

予算案（第４号）＜経済観光文化局所管分＞

説 明	
	千円
1. 雇用保険法に基づく保険料収入の減額	△79
2. 厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加	1,027

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
32 ↳ 33	(7) 経済観光文化費 1. 商工費	1. 商工総務費	1,185,912	25,913	1,211,825
32 ↳ 35	2. 観光費	1. 観光費	3,749,060	9,970	3,759,030
34 ↳ 35	3. 文化費	1. 文化振興費	5,424,603	11,196	5,435,799
その他の科目（本補正外）			184,503,891	—	184,503,891
歳出 合計			194,863,466	47,079	194,910,545

説 明

千円

○ 一般職職員給与費等の追加

25,913

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	532,098	10,141	542,239
職員手当等	452,419	14,832	467,251
共済費	192,307	940	193,247
計	1,176,824	25,913	1,202,737

○ 一般職職員給与費等の追加

9,970

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	196,373	868	197,241
職員手当等	159,945	8,225	168,170
共済費	67,872	877	68,749
計	424,190	9,970	434,160

関連歳入
(25) 諸収入

雇用保険料収入
厚生年金保険料収入

3
20

○ 一般職職員給与費等の追加

11,196

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	535,880	△5,250	530,630
職員手当等	409,822	14,865	424,687
共済費	191,282	1,581	192,863
計	1,136,984	11,196	1,148,180

関連歳入
(25) 諸収入

雇用保険料収入
厚生年金保険料収入

△82
1,007

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
154 ↳ 155	(7) 経済観光文化費	2. 観 光 費	1. 観 光 費	海辺を活かした観光振興事業
		3. 文 化 費	3. 文 化 財 費	埋蔵文化財センター整備事業

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 448,768	千円 —	千円 189,321	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・二見ヶ浦エリアにおける立ち寄りスポット散策路工事
351,409	—	276,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (繰越の内容) ・埋蔵文化財センター改修2期工事

(債務負担行為)

6年度提出に係る分

予算案 説明書 ページ	会計名	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
					期 間	金 額
162 ┆ 163	一 般 会 計	水 素 ス テ ー シ ョ ン 設 備 改 修	補正前の額	千円 227,700	-	千円 -
			補 正 額	80,850	-	-
			補正後の額	308,550	-	-
		マ リ ン メ ッ セ 福 岡 A 館 ア リ ー ナ 照 明 更 新 エ 事	補正前の額	-	-	-
			補 正 額	583,657	-	-
			補正後の額	583,657	-	-

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令 和 7 年 度	227,700	-	-	-	227,700
令 和 7 年 度 及 び 令 和 8 年 度	80,850	-	231,000	-	△ 150,150
令 和 7 年 度 及 び 令 和 8 年 度	308,550	-	231,000	-	77,550
-	-	-	-	-	-
令 和 7 年 度	583,657	-	320,000	-	263,657
令 和 7 年 度	583,657	-	320,000	-	263,657

3 議案第194号 令和6年度 福岡市モーター

(債務負担行為)

6年度提出に係る分

予算案 説明書 ページ	会計名	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
					期 間	金 額
170 ↳ 171	モ ー タ ー ポ ー ト 競 走 事 業	競 走 水 面 浚 渫 工 事	補正前の額	千円 -	-	千円 -
			補 正 額	44,387	-	-
			補正後の額	44,387	-	-

ボート競走事業会計補正予算案（第１号）

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-
令 和 7 年 度	44,387	-	-	-	44,387
令 和 7 年 度	44,387	-	-	-	44,387

4 議案第197号

福岡市民会館条例を廃止する条例案について

議案番号	第197号
名 称	福岡市民会館条例を廃止する条例案
理 由	この条例案を提出したのは、福岡市民会館を取り巻く環境の変化に鑑み、これを廃止する必要があるによる。
内 容	福岡市民会館の機能を継承する福岡市民ホールの供用開始に伴い、福岡市民会館を令和7年3月末をもって廃止し、当該施設に関する規定を廃止するもの。
施行期日	令和7年4月1日

【福岡市民会館の概要】

○設置目的

学術文化の向上等市民福祉の増進をはかるため。

○施設概要（昭和38年10月25日開館）

（1）所 在 地：福岡市中央区天神五丁目

（2）主要諸室：大ホール（1770席）、小ホール（354席）、練習室（4室）

5 議案第198号

福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例案について

議案番号	第198号
名 称	福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例案
改正理由	この条例案を提出したのは、市民に親しまれる文化芸術の拠点とするため、拠点文化施設の名称等を改める必要があるによる。
内 容	(1)施設の名称 「福岡市拠点文化施設」を「福岡市民ホール」に改める。 (2)諸室の名称 「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改める。
施行期日	公布の日

【福岡市民ホールの概要】

○設置目的

多彩な舞台芸術の公演及び多様な市民の文化芸術活動等の場を提供することにより、本市における文化芸術の振興及び文化芸術を通じた交流の促進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と都市の魅力向上に寄与するため。

○施設概要（令和7年3月28日供用開始予定）

（1）所 在 地：福岡市中央区天神五丁目

（2）主要諸室：大ホール（約2000席）、中ホール（約800席）、小ホール（仮設 約150席）、リハーサル室、練習室（3室）

福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

現行	改正案
<u>福岡市拠点文化施設条例</u> (設置) 第1条 多彩な舞台芸術の公演及び多様な市民の文化芸術活動等の場を提供することにより、本市における文化芸術の振興及び文化芸術を通じた交流の促進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と都市の魅力向上に寄与するため、<u>福岡市拠点文化施設</u>(以下「<u>拠点文化施設</u>」という。)を福岡市中央区天神五丁目に設置する。 (事業) 第2条 <u>拠点文化施設</u>は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) ・ (2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>拠点文化施設</u>の設置の目的の達成に必要なこと。 (施設) 第3条 <u>拠点文化施設</u>に大ホール、中ホール、<u>文化活動・交流ホール</u>、リハーサル室・練習室、駐車場その他の施設を置く。 (開館時間及び休館日) 第4条 <u>拠点文化施設</u>の開館時間及び休館日は、規則で定める。 (利用の許可) 第5条 <u>拠点文化施設</u>の施設(別表第1に掲げるものに限る。)を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 市長は、前項の許可に際して、<u>拠点文化施設</u>の管理上必要な条件を付することができる。 (許可の基準及び取消し) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をせず、又は既にし	<u>福岡市民ホール条例</u> (設置) 第1条 多彩な舞台芸術の公演及び多様な市民の文化芸術活動等の場を提供することにより、本市における文化芸術の振興及び文化芸術を通じた交流の促進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と都市の魅力向上に寄与するため、<u>福岡市民ホール</u>(以下「<u>市民ホール</u>」という。)を福岡市中央区天神五丁目に設置する。 (事業) 第2条 <u>市民ホール</u>は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) ・ (2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市民ホール</u>の設置の目的の達成に必要なこと。 (施設) 第3条 <u>市民ホール</u>に大ホール、中ホール、<u>小ホール</u>、リハーサル室・練習室、駐車場その他の施設を置く。 (開館時間及び休館日) 第4条 <u>市民ホール</u>の開館時間及び休館日は、規則で定める。 (利用の許可) 第5条 <u>市民ホール</u>の施設(別表第1に掲げるものに限る。)を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 市長は、前項の許可に際して、<u>市民ホール</u>の管理上必要な条件を付することができる。 (許可の基準及び取消し) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をせず、又は既にし

た許可を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が拠点文化施設の設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等(許可利用者及び同項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。)にそのおそれがあるとき。

(2) (略)

(3) 許可利用者等が他の拠点文化施設を利用する者(以下「利用者」という。)に迷惑をかけ、若しくは拠点文化施設の施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 許可利用者等が拠点文化施設の管理上の指示又は指導に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、拠点文化施設の管理上支障があると認められるとき。

2 (略)

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点文化施設の施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは拠点文化施設の施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 拠点文化施設の管理上の指示又は指導に従わない者

(3) 拠点文化施設の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 許可利用者は、拠点文化施設の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、あらかじめ市長の許可を受けて拠点文化施設に特別な設備をすること

た許可を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が市民ホールの設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等(許可利用者及び同項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。)にそのおそれがあるとき。

(2) (略)

(3) 許可利用者等が他の市民ホールを利用する者(以下「利用者」という。)に迷惑をかけ、若しくは市民ホールの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 許可利用者等が市民ホールの管理上の指示又は指導に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市民ホールの管理上支障があると認められるとき。

2 (略)

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民ホールの施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは市民ホールの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 市民ホールの管理上の指示又は指導に従わない者

(3) 市民ホールの管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 許可利用者は、市民ホールの施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、あらかじめ市長の許可を受けて市民ホールに特別な設備をすることが

ができる。

- 2 市長は、拠点文化施設の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において拠点文化施設に特別な設備をするよう命じることができる。

3・4 (略)

(許可利用者の管理義務)

第10条 許可利用者は、利用期間中その利用に係る拠点文化施設の施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(許可利用者の原状回復義務)

第11条 許可利用者は、拠点文化施設の施設の利用を終了したとき(第6条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに自己の責任において拠点文化施設の施設を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者がその責めに帰すべき事由により、拠点文化施設の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入り)

第13条 許可利用者は、拠点文化施設の管理の業務に従事する者が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、拠点文化施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 指定管理者が行う拠点文化施設の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

できる。

- 2 市長は、市民ホールの管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において市民ホールに特別な設備をするよう命じることができる。

3・4 (略)

(許可利用者の管理義務)

第10条 許可利用者は、利用期間中その利用に係る市民ホールの施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(許可利用者の原状回復義務)

第11条 許可利用者は、市民ホールの施設の利用を終了したとき(第6条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに自己の責任において市民ホールの施設を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者がその責めに帰すべき事由により、市民ホールの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入り)

第13条 許可利用者は、市民ホールの管理の業務に従事する者が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、市民ホールの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 指定管理者が行う市民ホールの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 拠点文化施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(6) (略)

(利用料金)

第15条 許可利用者又は駐車場を利用する者からは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。

(1) 大ホール、中ホール、文化活動・交流ホール、リハーサル室・練習室及びエントランスホール 別表第1に定める額

(2) (略)

(3) 拠点文化施設の附属設備 規則で定める額

2～6 (略)

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、拠点文化施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、拠点文化施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 (略)

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) (略)

(2) 拠点文化施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 拠点文化施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(5) 市民ホールの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(6) (略)

(利用料金)

第15条 許可利用者又は駐車場を利用する者からは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。

(1) 大ホール、中ホール、小ホール、リハーサル室・練習室及びエントランスホール 別表第1に定める額

(2) (略)

(3) 市民ホールの附属設備 規則で定める額

2～6 (略)

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、市民ホールの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、市民ホールの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 (略)

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) (略)

(2) 市民ホールの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 市民ホールの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4) (略) 第17条・第18条 (略) (管理の基準) 第19条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に<u>拠点文化施設</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者の原状回復義務等) 第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった<u>拠点文化施設</u>の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、<u>拠点文化施設</u>の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (指定管理者に関する読替え) 第21条 第14条第1項の規定により<u>拠点文化施設</u>の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条第1項及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 (委任) 第22条 この条例に定めるもののほか、<u>拠点文化施設</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 (略) (供用開始日) 2 この条例の施行にかかわらず、<u>拠点文化施設</u>の供用は、規則で定める日から開始する。 (令和6年規則第114号により令和7年3月28日	(4) (略) 第17条・第18条 (略) (管理の基準) 第19条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に<u>市民ホール</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者の原状回復義務等) 第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった<u>市民ホール</u>の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、<u>市民ホール</u>の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (指定管理者に関する読替え) 第21条 第14条第1項の規定により<u>市民ホール</u>の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条第1項及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 (委任) 第22条 この条例に定めるもののほか、<u>市民ホール</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 (略) (供用開始日) 2 この条例の施行にかかわらず、<u>市民ホール</u>の供用は、規則で定める日から開始する。 (令和6年規則第114号により令和7年3月28日
---	---

から開始)

3・4 (略)

(指定管理者の指定の特例)

- 5 第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に拠点文化施設の指定管理者を指定する場合においては、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。

別表第1

1 ホール

区分			単位	金額
大ホール	一般利用	平日	1日につき	円 220,000
		土日祝		264,000
	興行利用等	平日		568,000
		土日祝		682,000
	一般利用	平日		88,000
		土日祝		105,600
中ホール	興行利用等	平日		227,200
		土日祝		272,800
文化活動・交流ホール	一般利用	平日		16,500
		土日祝		19,800
	興行利用等	平日		33,000
		土日祝		39,600

2 リハーサル室・練習室

区分	単位	金額
リハーサル室・練習室	1日につき	28,000円

3 エントランスホール

区分		単位	金額
エントランスホール	一般利用	1日1平方メートルにつき	円 200
	興行利用等		400

備考

- 1 「興行利用等」とは許可利用者が入館者

から開始)

3・4 (略)

(指定管理者の指定の特例)

- 5 第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に市民ホールの指定管理者を指定する場合においては、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。

別表第1

1 ホール

区分			単位	金額
大ホール	一般利用	平日	1日につき	円 220,000
		土日祝		264,000
	興行利用等	平日		568,000
		土日祝		682,000
	一般利用	平日		88,000
		土日祝		105,600
中ホール	興行利用等	平日		227,200
		土日祝		272,800
小ホール	一般利用	平日		16,500
		土日祝		19,800
	興行利用等	平日		33,000
		土日祝		39,600

2 リハーサル室・練習室

区分	単位	金額
リハーサル室・練習室	1日につき	28,000円

3 エントランスホール

区分		単位	金額
エントランスホール	一般利用	1日1平方メートルにつき	円 200
	興行利用等		400

備考

- 1 「興行利用等」とは許可利用者が入館者

から入場料を徴収する場合その他の規則で定める場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。

2 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

3 この表に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる場合 規則で定める額

ア 大ホール、中ホール、文化活動・交流ホール又はリハーサル室・練習室を第5条第1項に規定する利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合

イ 大ホール又は中ホールを練習又は準備のために利用する場合

ウ 大ホールの1階席以外の客席を利用しない場合

(2) 大ホール、中ホール又はエントランスホールにおいて物品販売を行う場合
この表に定める額に規則で定める額を加算した額

4 第9条第1項又は第2項の規定により許可利用者が特別な設備をした場合において、電気、水道又はガスを使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

から入場料を徴収する場合その他の規則で定める場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。

2 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

3 この表に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる場合 規則で定める額

ア 大ホール、中ホール、小ホール又はリハーサル室・練習室を第5条第1項に規定する利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合

イ 大ホール又は中ホールを練習又は準備のために利用する場合

ウ 大ホールの1階席以外の客席を利用しない場合

(2) 大ホール、中ホール又はエントランスホールにおいて物品販売を行う場合
この表に定める額に規則で定める額を加算した額

4 第9条第1項又は第2項の規定により許可利用者が特別な設備をした場合において、電気、水道又はガスを使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

マリンメッセ福岡A館高圧受変電設備更新工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	マリンメッセ福岡A館高圧受変電設備更新工事	
工事概要	マリンメッセ福岡A館において耐用年数を経過した高圧受変電設備の更新工事を行うもの。 ・受変電設備 一式	摘要(別途工事)
		・電気工事 ・機械工事 ・消防施設工事 ・建築工事 ・金属製建具工事 ・電気通信工事
工事場所	福岡市博多区沖浜町	
工事期間	議決の翌日から 令和8年2月25日まで	
入札方法	総合評価落札方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和6年10月1日	
仮契約年月日	令和6年10月9日	
落札者	株式会社 正興電機製作所	
契約価額	749,538,900円	(うち消費税及び地方消費税相当額 68,139,900円)
予定価格	832,821,000円	(うち消費税及び地方消費税相当額 75,711,000円)
失格基準価格	749,538,900円	(うち消費税及び地方消費税相当額 68,139,900円)

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	株式会社 正興電機製作所	
地場外	三菱電機 株式会社 九州支社	

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点
提案項目	技術提案	項目 1 電気設備の確実な切替について [工事特性] 本工事は、施設の使用を一定期間停止し、限られた期間で高圧受変電設備等の電気設備を更新する工事である。	10
		項目 2 本工事に従事する労働者の安全対策について [工事特性] 本工事は、重量物の搬出入作業や高所作業を多く伴う工事である。	10
	小計 a		20.0
	企業評価項目	企業施工能力	工事成績の実績
工事成績優良業者の表彰実績			1
同種工事の施工実績			1
品質管理への取り組み			1
技術者の能力		資格の保有状況	1
		同種工事の施工経験	1
社会貢献・地域貢献・本店所在地		社会貢献・政策貢献	2
		災害対策協力企業	2
		本店所在地	1
社会・信頼性の企業性		競争入札参加停止措置状況	(-2)※
小計 b		14	
加算点 a+b		34.0	
標準点 c		100	
技術評価点A (a+b+c)		134.0	

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数)
(予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$)

落札者					
名称	株式会社 正興電機製作所				名称
区分	提案数	点数		区分	提案数
A(2.0)	1	7.5		A(2.0)	0
B(1.5)	3			B(1.5)	5
C(1.0)	1			C(1.0)	0
D(0.5)	0			D(0.5)	0
E(加算点なし)	0			E(加算点なし)	0
A(2.0)	2	8.5		A(2.0)	1
B(1.5)	3			B(1.5)	2
C(1.0)	0			C(1.0)	2
D(0.5)	0			D(0.5)	0
E(加算点なし)	0			E(加算点なし)	0
16.0			14.5		
3.133			3.067		
1.000			加算点なし		
加算点なし			0.500		
1.000			1.000		
1.000			1.000		
加算点なし			加算点なし		
1.500			加算点なし		
1.500			加算点なし		
1.000			加算点なし		
減点なし			減点なし		
10.133			5.567		
26.133			20.067		
100			100		
126.133			120.067		

681,399,000	681,399,000
-------------	-------------

18.5108	17.6206
---------	---------

3 落札者の技術提案の概要

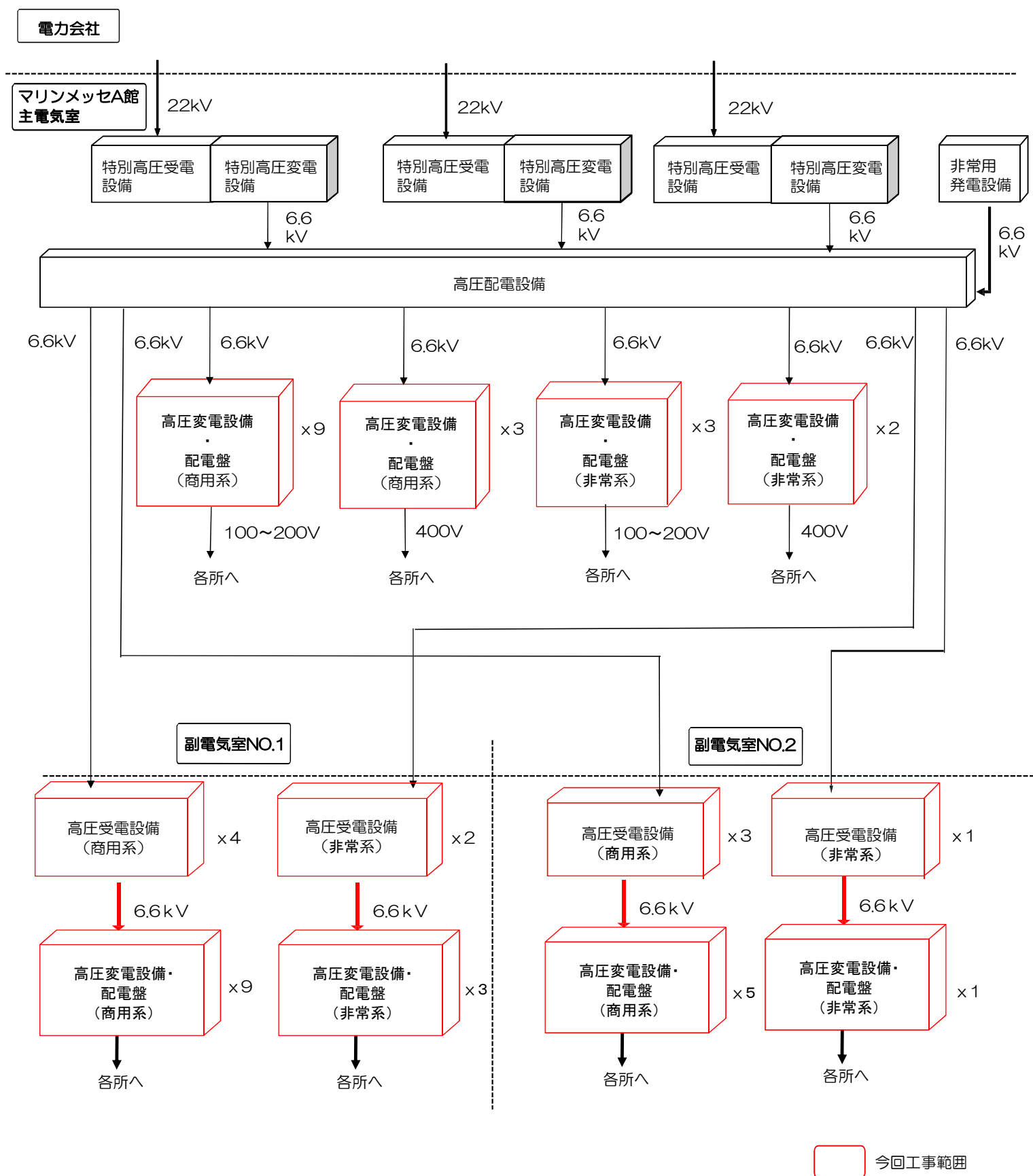
項目 1	電気設備の確実な切替について
	本工事は、施設の使用を一定期間停止し高圧受変電設備の更新を行うものであり、限られた期間で電気設備を切り替えるため、手戻りや追加作業が出ないよう確実に切替作業を実施することが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目 2	本工事に従事する労働者の安全対策について
	本工事は、限られたスペース内へ受変電盤の搬出入作業を繰り返すため、重量物との接触・挟まれ防止や高所作業時における墜落・転落防止など労働者の安全対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

(参考)評価項目の内容

企業評価項目

評価項目		評価内容
企業 の 施 工 能 力	工事成績の実績	平成26年4月1日から令和6年7月31日までの間に、本市(水道局、交通局含む)又は福岡市施設整備公社(以下、「本市等」という)が評定通知した電気工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間に、本市等が電気工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成26年4月1日から令和6年7月31日までの間に竣工した受変電設備(変圧器容量の合計が6,000kVA以上)の更新工事の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	品質管理への取り組み	入札公告日時点で、ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技 術 者 の 能 力	資格の保有状況	入札公告日時点で、入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成26年4月1日から令和6年7月31日までの間に竣工した受変電設備(変圧器容量の合計が6,000kVA以上)の更新工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社 会 地 域 貢 献 ・	社会貢献・政策貢献	入札公告日時点で、福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」、「Well-being及びSDGs推進事業」、「地域活動貢献企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	令和6年4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で、本市に本店が所在し、本市競争入札有資格者名簿に地場企業として登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
信 企 社 頼 業 性 の 性 ・	競争入札参加停止措置状況	競争入札参加停止等の措置を受けた者で、入札公告日時点で、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点(E評価)の減点とする)

電気系統模式図（更新後）



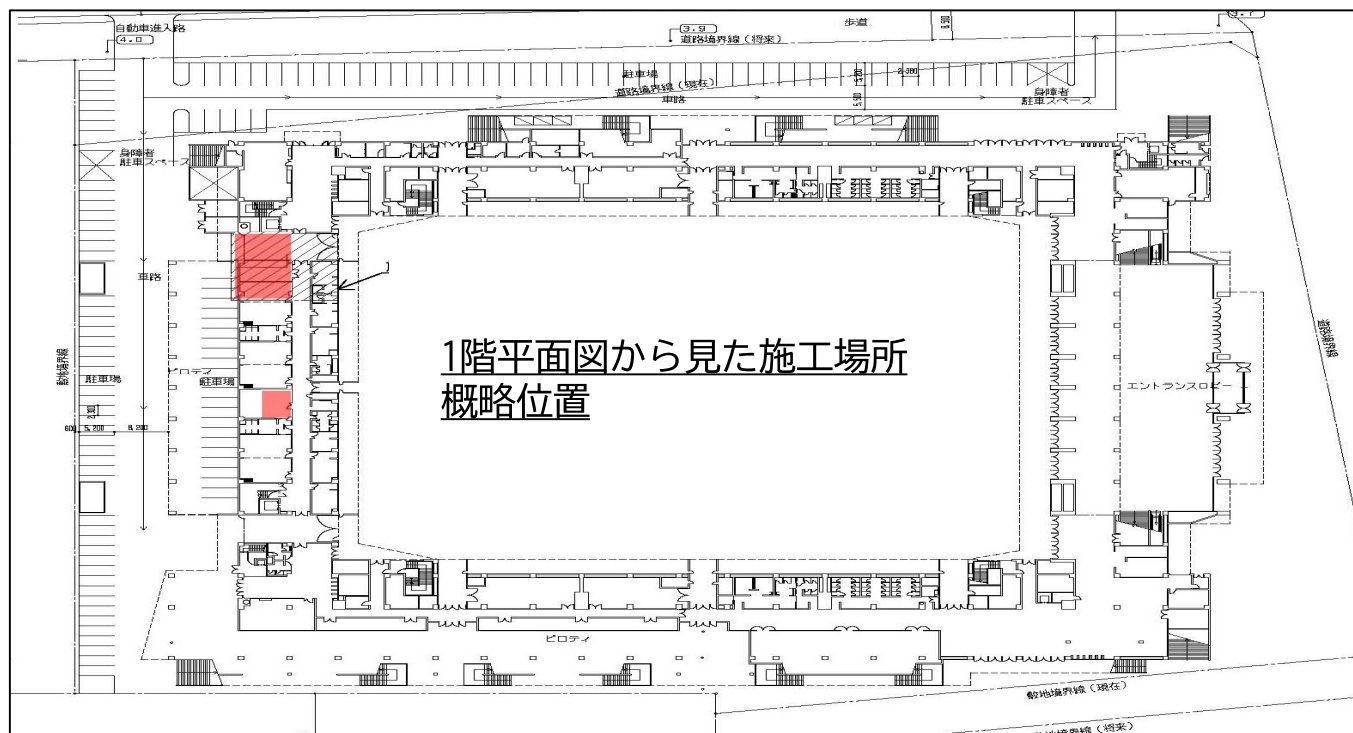
マリンメッセ福岡A館高圧受変電設備更新工事



<施工場所>

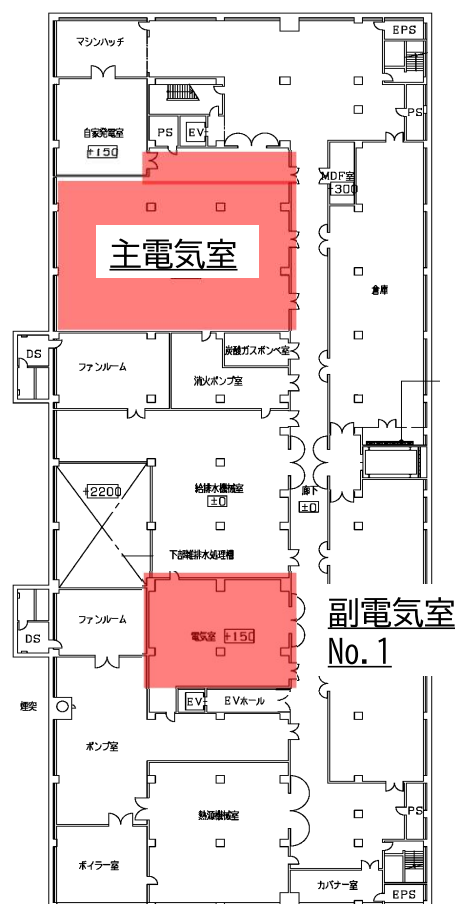
- ・地下2階 主電気室・副電気室No.1
- ・4階 副電気室No.2

1階 平面図

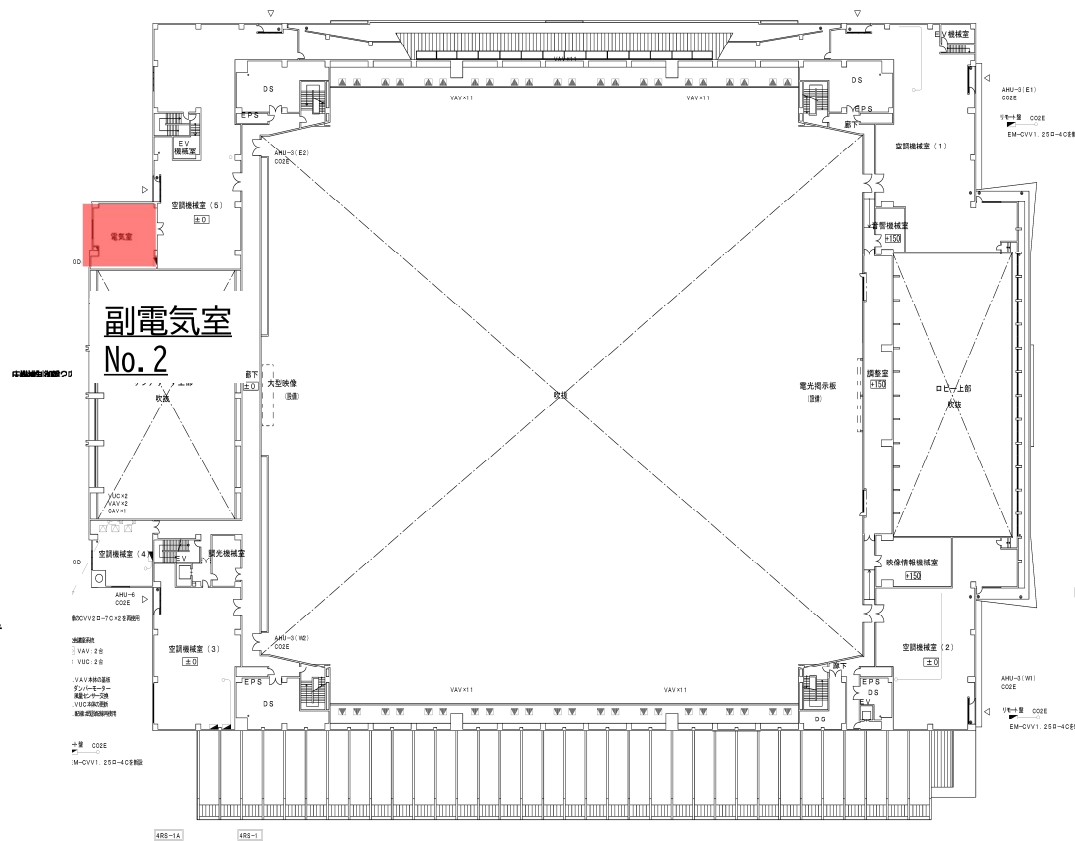


施設外観

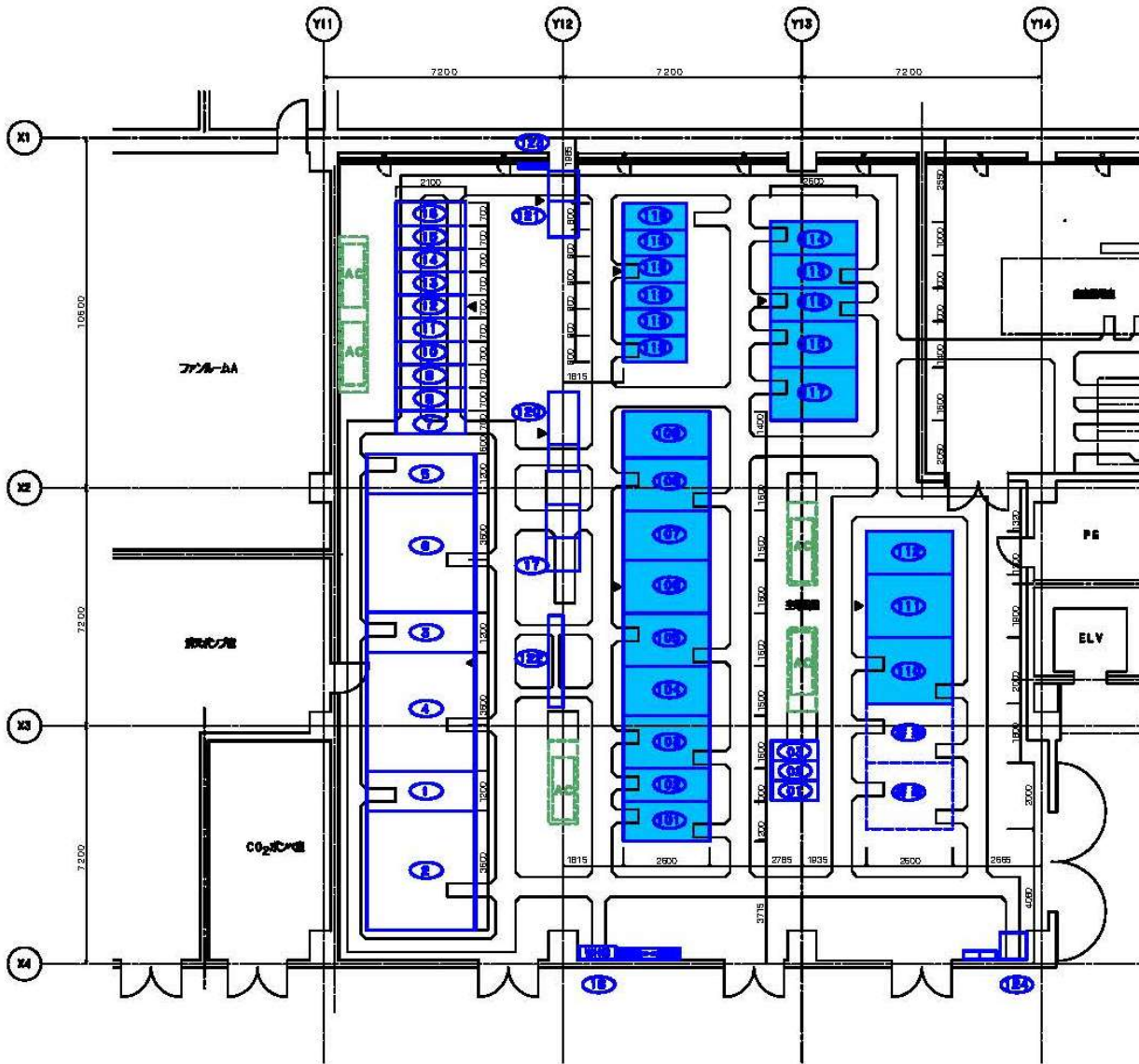
地下2階 平面図



4階 平面図



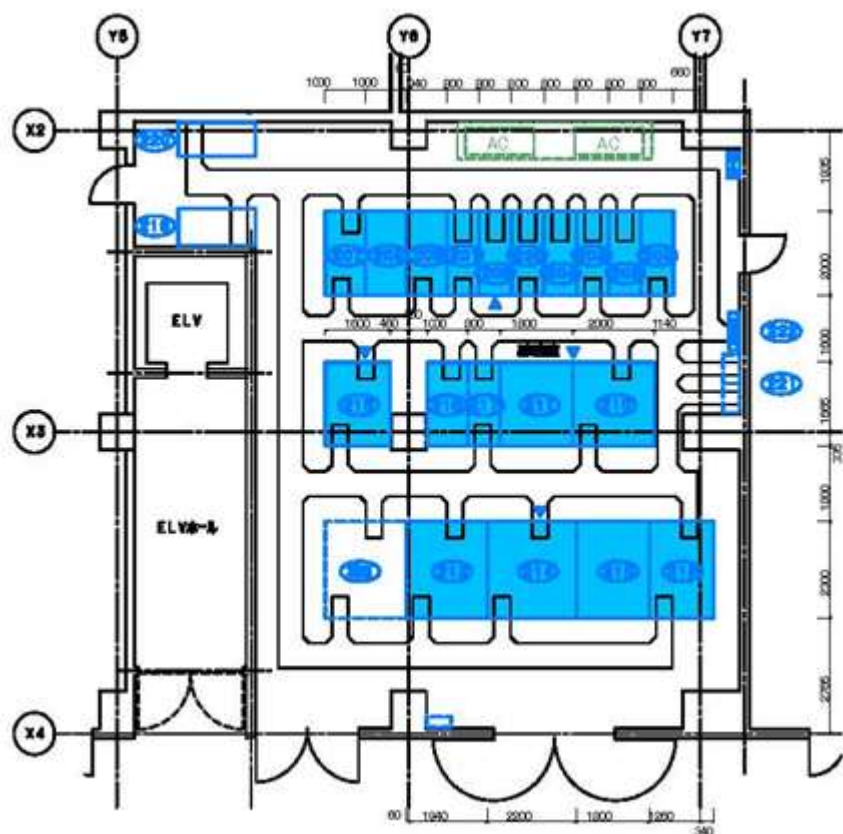
主電気室 機器配置図



※ は更新対象機器を示す。



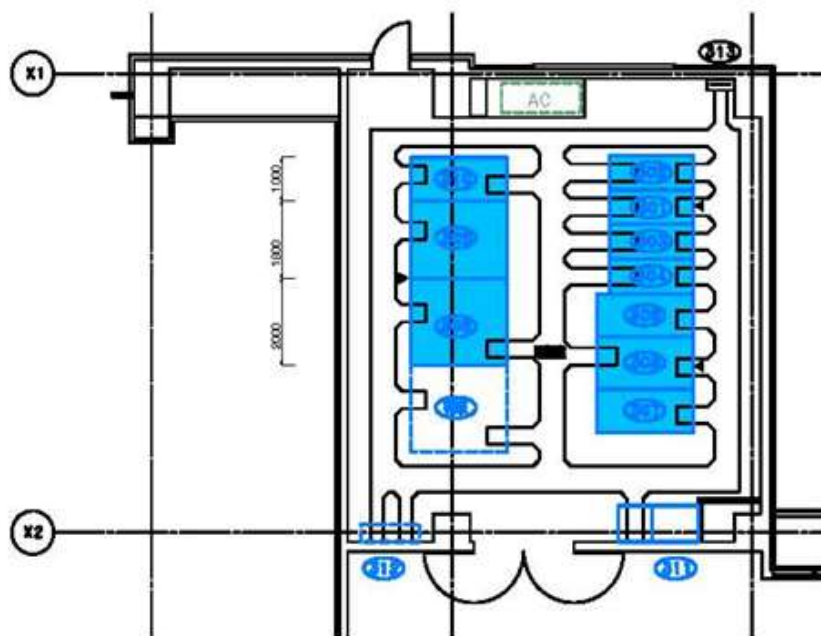
地下2階 副電気室No.1 機器配置図



※ ■ は更新対象機器を示す。



4階 副電気室No. 2 機器配置図



※ ■ は更新対象機器を示す。



